

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： みなみかぜケア

居宅介護支援事業所重要事項説明書

(令和4年4月1日 現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (045-590-1170) (月～金曜日 09:00～0017:00)

担当 介護支援専門員 増田 一恵 / 管理責任者 増田 一恵

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	みなみかぜケア
所在地	横浜市都筑区東山田町 237 アサマハイツ c
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (神奈川県 第 1473800371 号)
サービスを提供する実施地域※	都筑区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 1名
事務員

(3) 営業時間

月～金曜日 午前 09 時から午後 17 時まで

※ (土日曜・祝日・12月29日～1月3日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めに応じてあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙 2 「サービス提供の標準的な流れ」 参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

① 介護支援専門員取扱件数 40 件未満の場合

要介護 1・2 1076 円 要介護 3・4・5 13980 円

② 介護支援専門員取扱件数 40 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 円 要介護 3・4・5 円

③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 円 要介護 3・4・5 円

④ 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3000 円

入院時情報連携加算 (I) 1ヶ月につき 2000 円

入院時情報連携加算 (II) 1ヶ月につき 1000 円

退院・退所加算 (I) イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 0 円

退院・退所加算 (I) ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 0 円

退院・退所加算 (II) イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 0 円

退院・退所加算 (II) ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 0 円

退院・退所加算 (III) 入院または入所期間中 1 回を限度に 0 円

特定事業所加算 (I) 1ヶ月につき 0 円

特定事業所加算 (II) 1ヶ月につき 0 円

特定事業所加算 (III) 1ヶ月につき 0 円

特定事業所加算 (IV) 1ヶ月につき 0 円

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます。一切料金はかかりません。

5. 主治の医師及び医療機関等との連携

事業者は利用者の主治の医師または関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせて頂きます。そのために、入院、受診時には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。

6. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

7. ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

8. 質の高いマネジメント

ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。

- ① 前 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
- ② 前 6 か月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス提供回数の内、同一事業所によって提供された物の割合

9. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は速やかに事務局において対応するとともに、保険者に報告するものとします。

10. 個人情報の取扱いについて

利用者及び家族の情報について次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

(1) 使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき指定居宅サービスを円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。

(2) 使用にあたっての条件

①個人情報の提供は(1)に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れる事のないように細心の注意を払うこととします。

②事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容などについて記録しておきます

(3) 個人情報の内容(例示)

①氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等、事業者がサービスを行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報

②認定調査票(各調査項目及び特記事項)、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見

③その他の情報

(4) 使用する期間

契約締結日から契約終了日までとします。

11 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

特定非営利活動法人みなみかぜ 担当者 増田 耕作 電話 045-590-1170
みなみかぜケア 担当者 増田一恵 電話 045-590-1170

(2) その他の苦情相談窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

都筑区高齢・障害支援課 電話番号 045-948-2313
神奈川県国民健康保険連合会 電話番号 045-329-3447
横浜市健康福祉局相談調整課 電話番号 045-671-4045

(2) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する。

11. 身分証明書携行

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

9 法人の概要

法人種別・名称 NPO 特定非営利活動法人 みなみかぜ

所在地、電話番号 神奈川県横浜市都筑区東山田町 237 アサマハイツC号
代表取締役 増田 耕作
電話： 045-590-1170
FAx：045-330-8308

事業内容 居宅介護支援事業、訪問介護事業

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

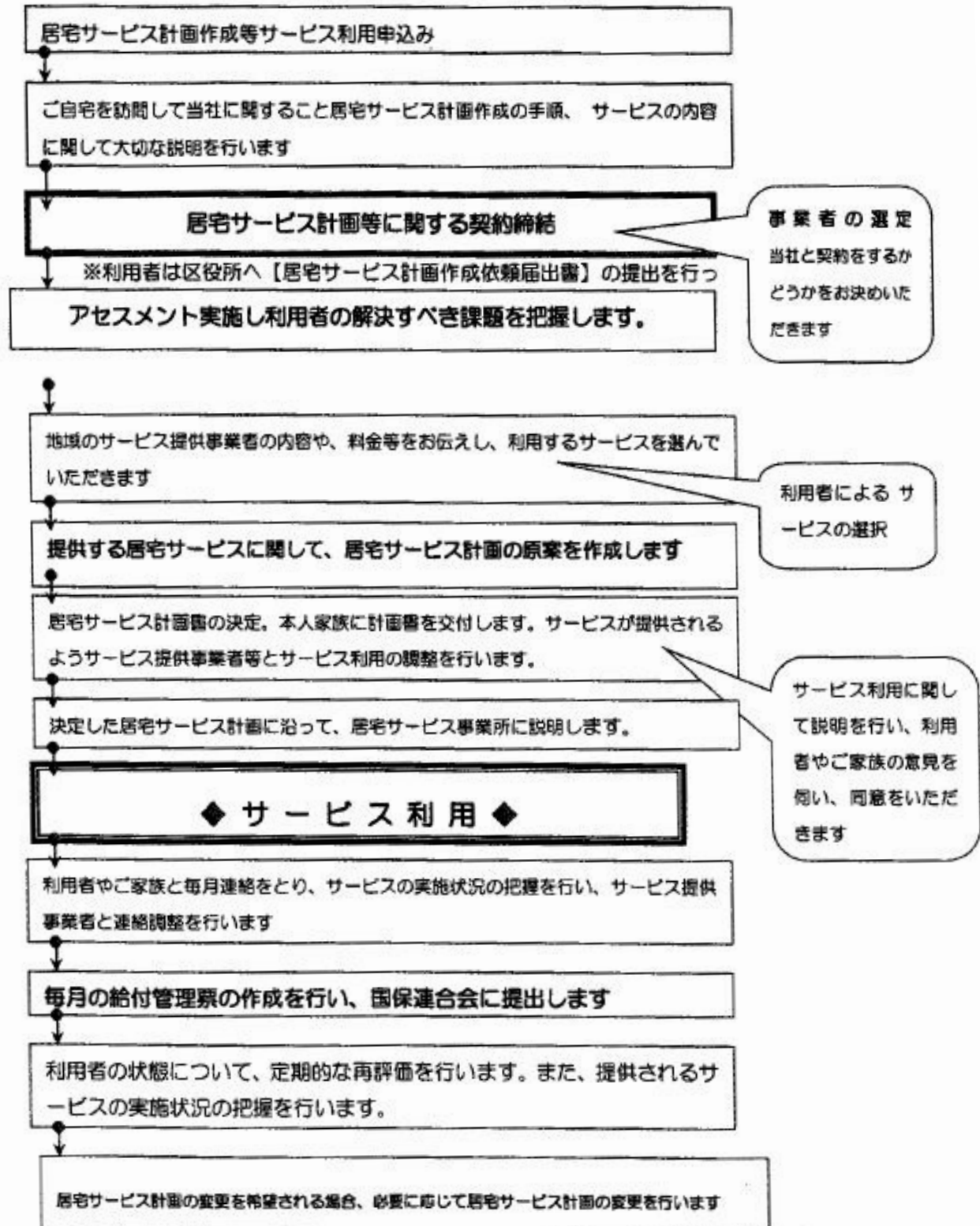
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】 NPO 特定非営利活動法人みなみかぜ
増田 耕作 印

【事業所】 みなみかぜケア

【説明者】 氏名 増田 一恵 印

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

【利用申込者】

住所 _____

氏名 _____ 印

【利用者家族】

住所 _____

氏名 _____ (続柄) 印

【代理人】

住所 _____

氏名 _____ (続柄) 印